

ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策  
(国内制限措置の延長)

2022年12月5日  
在ギリシャ日本国大使館

1 ギリシャ政府が国内制限措置を延長しましたので、お知らせいたします。今回の措置の有効期間は、12月12日までとなっています。なお、今回の延長に伴う変更はありません。

2 「制限措置の一覧」(当館作成資料)については、下記リンクからご確認ください。

※各種施設利用時の必要書類が流動的でわかりにくくなっています。別添資料をご確認いただくとともに、詳細については各事業社等にお問い合わせください。

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. ,152 31 Halandri

TEL :210-670-9910, 9911

FAX :210-670-9981

H P :<http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail :[consular@at.mofa.go.jp](mailto:consular@at.mofa.go.jp)